

5月25日に学校が再開して一か月が経ちました。

毎朝の検温、健康状態の確認、密を避けての授業参観など、保護者の皆様にも多方面から御理解と御協力をいただき、子どもたちも元気に過ごしています。

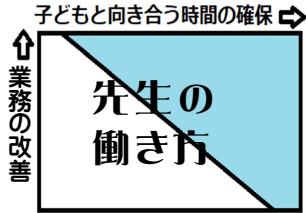
全国的な緊急事態宣言の解除や都道府県間の移動の再開など、経済活動の面では、その機能が元に戻りつつあるといえますが、一方では感染拡大の可能性もまた、元に戻ったといえます。

学級レクリエーションや懇親会の見送りも、残念ですが、今は状況を見極める時期ですので、賢明な判断だと思えます。夏休みまでの一か月も、安心して学べる学校をキープできるよう子どもたちと頑張ります。

学校における「働き方改革」一考

「働き方改革」・・・教員ばかりの問題ではないのですが、改革が一番遅れているために、クローズアップされたのかもしれない。これが社会問題化するきっかけは、たしか中学校の先生とかのSNS上の書き込みだったと記憶していますが・・・

ありがたいことに、各方面から学校の先生の働きぶりが分析され「休み時間がない」「仕事を家に持って帰るなんて。」「部活で土日もない。」などと一般には大きく異なる勤務状況が明らかになりました。一方、当の先生方は、「先生じゃから、当たり前じゃないの?」とピンと来ていませんでした。先生方の大半は、一般の勤務条件等に詳しくなかったからです。



働き方を見直す目的は、「勤務時間の削減」ではなく「子どもと向き合う時間」を創り出すこと。

それでも「働き方改革」の波は現場(学校)に大きく押し寄せ、先生方自身も自分の「働き方」を見直さざるを得ない状況になりました。そして、今まで時間をかけすぎている業務はないのか? 先生がしなくてもよいことまでしていたのでは?・・・といった視点から業務の点検と整理が始まりました。

取組を進めるうちに「業務の改善を図ることが、子どもと向き合う時間の確保につながる」ことに気付くことになりました。

国を挙げてのこの取組は、国から県、市と検討が重ねられ、プランとして今後の方向性がまとめられました。

先生方は、本来の業務である子どもの指導に労は惜しみません。いくら時間が掛かっても、楽しくてやりがいを感じるのです。先生方が悩んだり、元気がなくなるのは、それ以外の事とのバランスが崩れるときです。大切なことは、子どもと向き合う時間を確保し、それによって得られた信頼関係を土台に、子どもの学習や生活の指導に専念することです。そのことが元気で仕事をつらつとした先生の笑顔につながり、それが子どもたちにも伝わると信じています。

別添にて市のプラン(概要)を配布いたします。ご一読いただき、御理解のほどよろしくお願いたします。

ガイドライン一部見直し 国は6月16日付けで新型コロナウイルス感染症に関わる衛生管理マニュアル「学校における『新しい生活様式』」の一部を見直しました。本校のガイドラインも、今回、保護者の皆様の御意見等も踏まえて不十分であった点を追記しました。追記しました1枚目のみ裏面に示しておりますので、内容をご確認ください。(下線部分)

南小学校保健管理体制と今後の教育活動に関するガイドライン

～学校における新型コロナウイルス感染症への対応～

令和2年6月 1日

令和2年6月19日

1 基本的な考え

- (1) 国が示す「学校の新しい生活様式」を踏まえ、本校の児童の実態や教室等の施設環境の状況に応じた保健管理体制を構築する。
- (2) 保健主事、養護教諭、各学級担任等と学校医、学校薬剤師等とが連携して、常に必要な体制の構築や改善を図る。
- (3) ガイドラインに示す内容は、学校全体で取り組むこととするが、保護者との連携を図り、児童一人一人の健康状態やその他の条件等に応じて柔軟に対応する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に関する情報収集に努め、新たな対策方法等に応じて常に内容の見直しを行う。
- (5) 教育計画全体にわたり、目標やねらいを達成できる範囲での内容の精選、統合、中止などの見直しを行うが、学校行事の重要性も十分踏まえた上で検討する。
- (6) 常に保護者と連携して児童一人一人の状態の把握に努め、間違った情報や偏見による不適切な対応や差別が発生しないようにする。

2 児童への指導

- (1) 児童には、「学校の新しい生活様式」について、各学年の実態に応じた適切な教材を用いて理解を図り、常時指導をとおして習慣化を図る。
- (2) 家庭や社会生活における感染症対策について、家庭との連携を図りながら理解と習慣化を推進する。

3 基本的な感染症対策

- (1) 登校について
 - 発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことを周知する。
 - 登校後、児童はすぐに手洗いを行うよう指導する。
 - 学級担任による健康チェックカードの確認と健康観察を行い、登校後に発熱等の症状が見られる場合には、保護者に連絡してすみやかに帰宅させる。

保護者の皆様へ

- 毎朝の検温と健康チェックカードへの記入をお願いします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には、登校を見合わせてください。その場合、出席停止扱いとなります。もともと鼻炎等の症状がある場合には、学級担任や養護教諭にご相談ください。
- 学校で発熱等の症状が見られた場合には、お迎えに来ていただくよう連絡させていただきます。お迎えを待つ間、別室で休養させる場合がありますので御理解ください。
- 発熱等の風邪の症状がなくなるまでは、自宅で休養をお願いします。